

## 鳥取県告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により鳥取県後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成20年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県後期高齢者医療広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、鳥取県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成20年1月1日から施行する。